

消食表第 135 号
平成 31 年 3 月 28 日

国税庁次長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインが改正されることとなりました。また、平成 28 年 11 月 17 日付け消食表第 706 号による「食品表示基準について」の改正後、検査機器の更新等が行われました。

これらを踏まえ、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」で明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。